

# 八郎潟町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

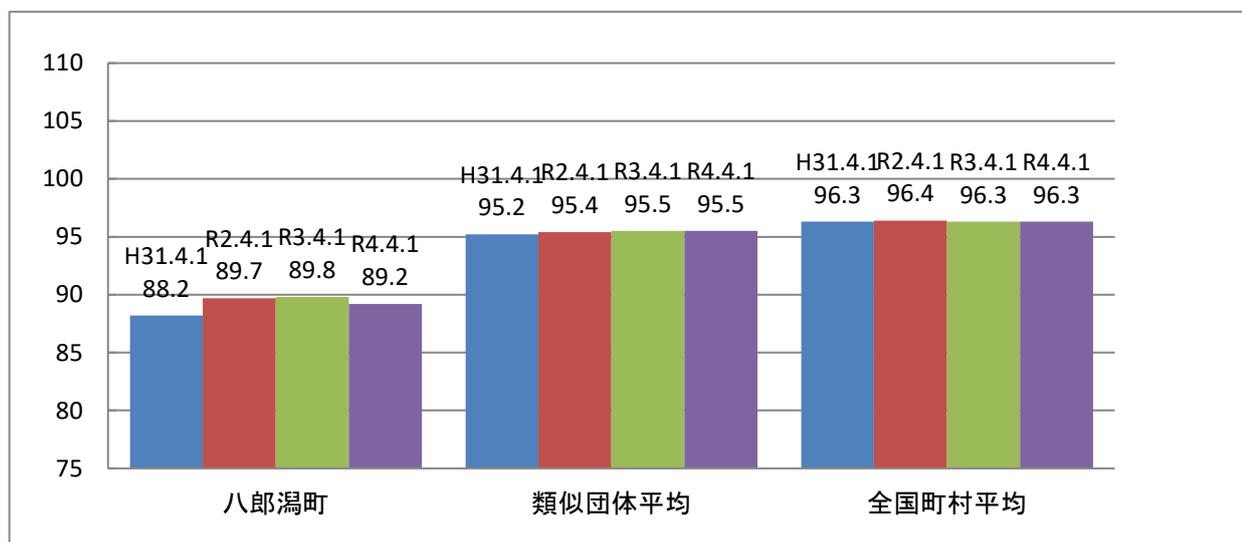
区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
3年度	人 5,491	千円 4,283,513	千円 200,539	千円 510,243	% 11.9	% 12.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 53	千円 167,139	千円 23,880	千円 62,340	千円 253,359	千円 4,780	千円 5,538

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変化による

(4) 給与改定の状況 ※当町には人事委員会がありませんので、勧告はありません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し 実施

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合はその理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年3月1日  
 (内容)一般行政職の給料表については、秋田県人事委員会勧告及び他町村との均衡を踏まえて改定を実施。激変緩和のため、3年間(平成31年2月28日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(4年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八郎潟町	42.1 歳	293,400 円	329,614 円	314,570 円
秋田県	43.1 歳	325,400 円	391,555 円	355,966 円
国	42.7 歳	323,711 円	- 円	405,049 円
類似団体	41.5 歳	306,240 円	366,414 円	336,623 円

②技能労務職 ※当町において、令和4年4月1日現在、該当者はなし。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(4年4月1日現在)

区 分		八郎潟町	秋 田 県	国
一般行政職	大 学 卒	181,928 円	181,928 円	182,200 円
	高 校 卒	149,610 円	149,610 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	258,388 円	313,215 円	363,656 円	261,365 円
	高 校 卒	- 円	299,473 円	338,939 円	367,683 円

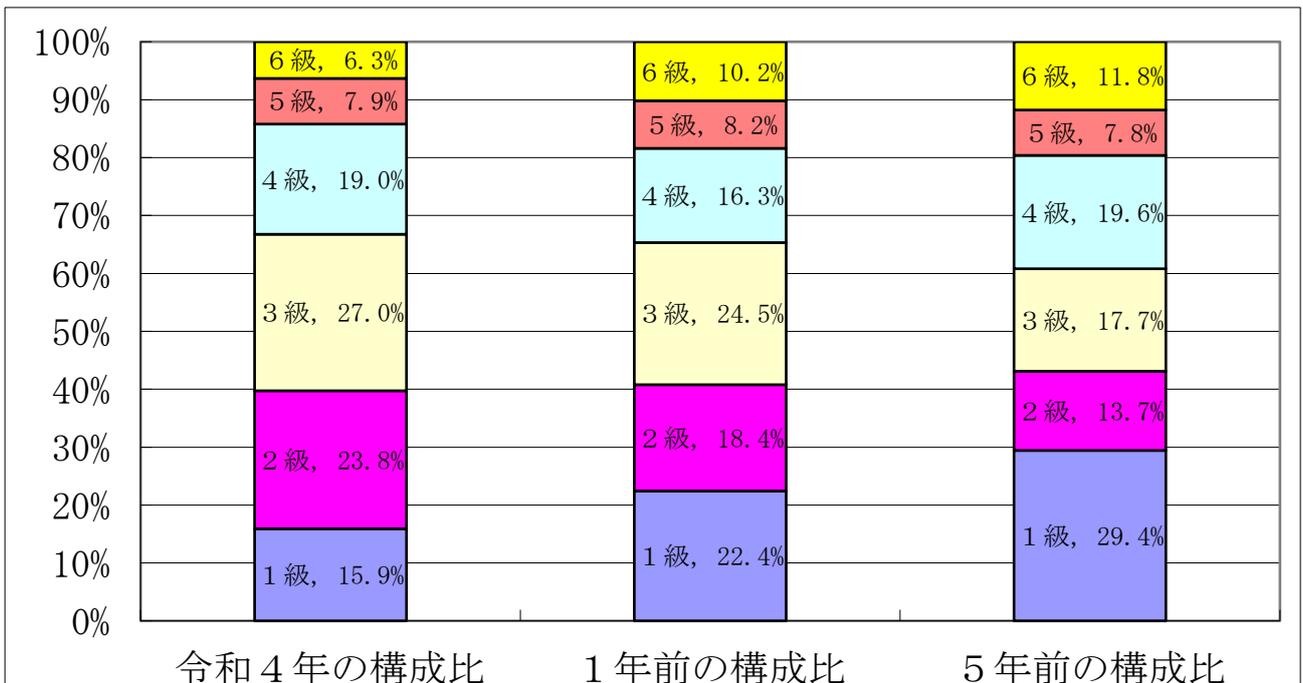
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	4人	6.3%	321,370円	412,989円
5級	課長	5人	7.9%	290,864円	395,672円
4級	課長補佐	12人	19.0%	264,788円	383,590円
3級	係長	17人	27.0%	321,564円	352,380円
2級	主任	15人	23.8%	195,319円	306,268円
1級	主事	10人	15.9%	145,079円	249,283円

(注) 1 八郎潟町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

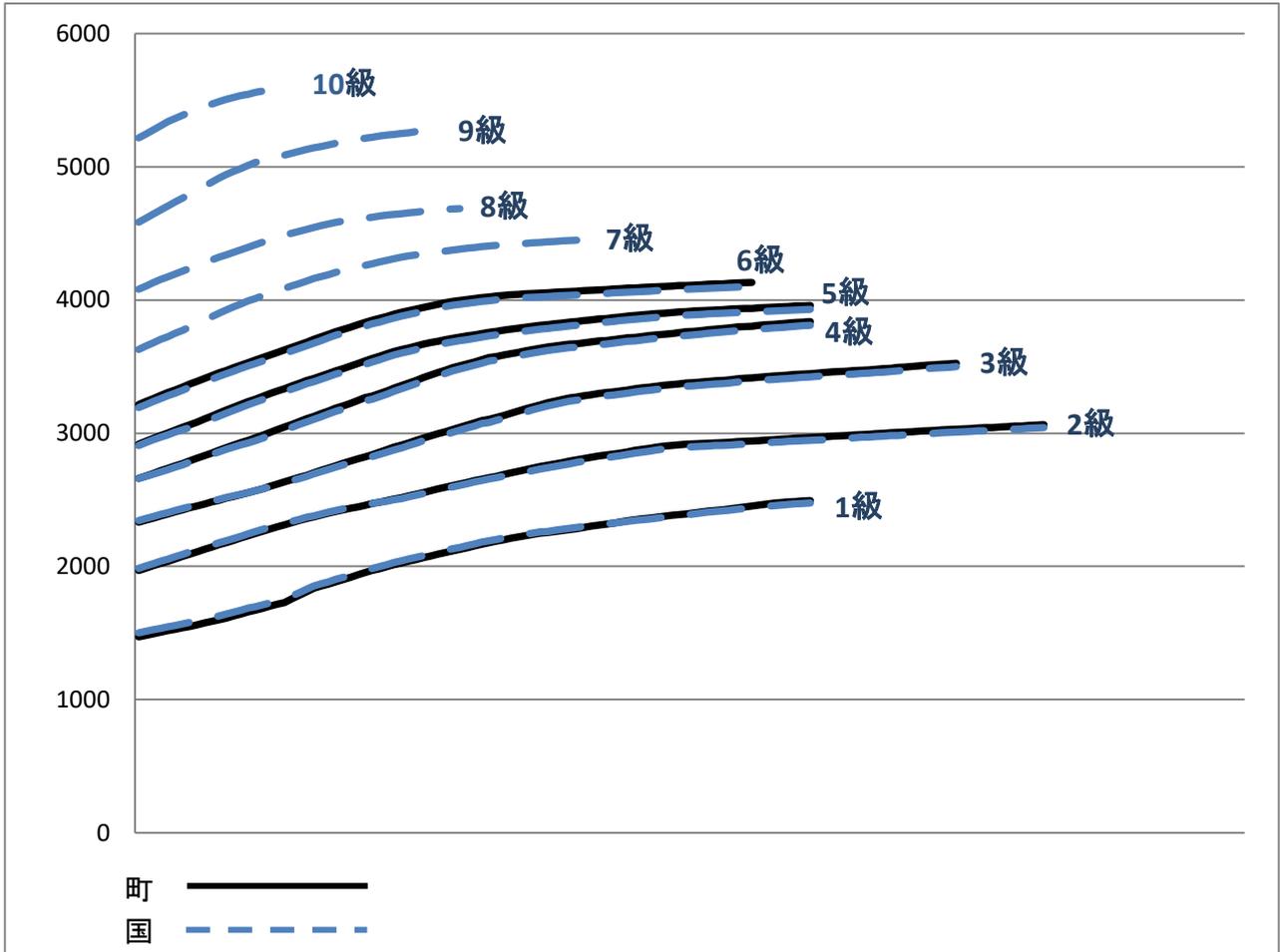
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。

(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（八郎潟町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	実施した		実施した	
イ 人事評価を実施した	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
活用している昇給区分				
上位、標準の区分	○		○	
標準、下位の区分	○		○	
標準の区分のみ	-	○	-	○

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

八郎潟町		秋 田 県		国	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,314 千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,602 千円		—	
(3年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.35) 月分 (0.850) 月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.35 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.30) 月分 (0.90) 月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（八郎潟町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	実施した		実施した	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準の区分	○		○	
標準、下位の区分	○		○	
標準の区分のみ	-	○	-	○

##### (2) 退職手当（4年4月1日現在）

八郎潟町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	

##### (3) 地域手当（4年4月1日現在）

※当町において、地域手当の支給実績はなし。

##### (4) 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

※当町において、特殊勤務手当はなし。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	8,057 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	149 千円
支給実績（2年度決算）	5,097 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	93 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他 6,500円 ・配偶者なし 6,500円 ・特定期間加算 5,000円	同	無	5,404 千円	225,167 円
住居手当	・借家、借間 支給限度額 27,000円 ・自宅	同	限度額	2,465 千円	224,091 円
通勤手当	・交通機関等の利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等の使用 支給限度額 24,500円	同	無	1,583 千円	75,381 円
管理職手当	・行政職給料表5級以上の職員等に支給 課長職 支給額 18,000円	異	率	2,160 千円	216,000 円
宿日直手当	・宿日直勤務を命ぜられた職員に対し、その勤務の区分により支給 4,400円	同	無	1,065 千円	20,094 円
寒冷地手当	・世帯等の区分により1月～3月に支給 1) 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2) その他の職員 7,360円	同	無	2,810 千円	48,448 円

## 5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区分		給料	月額	額	等
給料	町長	630,000 円 ( ) 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副町長	503,000 円 ( ) 円	850,000 円/	306,000 円	
報酬	議長	210,000 円 ( ) 円	710,000 円/	490,000 円	
	副議長	194,000 円 ( ) 円	360,000 円/	205,000 円	
	議員	186,000 円 ( ) 円	320,000 円/	175,000 円	
期末手当	町長	(3年度支給割合)			
	副町長	2.80 月分			
退職手当	議長	(3年度支給割合)			
	副議長 議員	2.80 月分			
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	630,000×在職月数×0.47	1,421 万円	任期毎	
	備考	503,000×在職月数×0.28	676 万円	任期毎	
通勤手当	町長	(内容及び支給)			
	副町長	副町長については一般職の職員の例により支給			
寒冷地手当	町長	(内容及び支給)			
	副町長	一般職の職員の例により支給			

- (注) 1 給料及び報酬の ( ) 内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

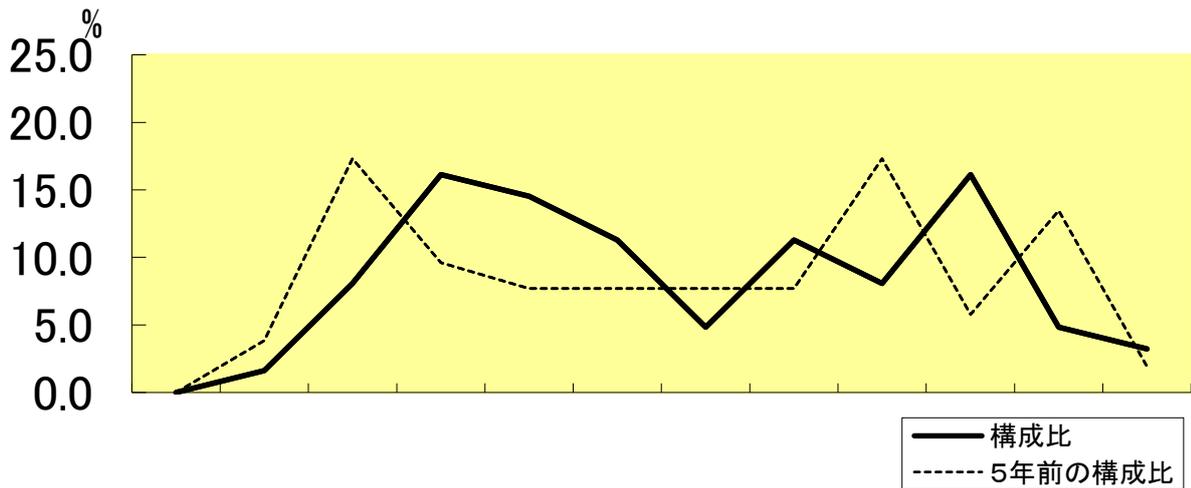
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務企画	17	18	1	事務分掌の見直しに伴う職員増
		税務	4	3	△ 1	兼務に伴う職員減
		民生	4	4	0	
		衛生	4	6	2	事業増に伴う職員増
		農林	5	5	0	
		商工	2	1	△ 1	事業減に伴う職員減
	土木	4	4	0		
		計	41	42	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.67 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 114.77 人)
		教育部門	12	10	△ 2	こども園派遣終了に伴う職員減
	消防部門	0	0			
	小計	53	52	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.88 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 136.25 人)	
公営企業等 会計部門	水道	2	2	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	7	8	1	事務分掌の見直しに伴う職員増	
	小計	10	11	1		
合計		[ 85 ]	[ 85 ]	[ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.73 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	5人	10人	9人	7人	3人	7人	5人	10人	3人	2人	62人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		42	41	42	42	42	41	1(2.4%)
教育		14	14	14	14	11	10	-4(-28.6%)
消防		—	—	—	—	—	—	—
普通会計計		56	55	56	56	53	51	-5(-8.9%)
公営企業等会計計		10	10	10	11	10	11	1(10%)
計		66	65	66	67	63	62	-4(-6.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 135,377	千円 3,132	千円 9,401	% 6.9	% 8.1

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与額 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 2	千円 6,357	千円 736	千円 2,308	千円 9,401	千円 4,701	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職給付金を含まない。

2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八 郎 潟 町	37.5 歳	280,762 円	391,276 円
団 体 平 均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

八郎潟町		八郎潟町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(3年度)		1人当たり平均支給額(3年度)	
1,154 千円		1,175 千円	
(3年度支給割合)		(3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	1.75 月分	2.45 月分	1.75 月分
( 1.35 ) 月分	( 0.850 ) 月分	( 1.35 ) 月分	( 0.850 ) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%～15%		・役職加算 5%～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）・・・一般職職員に同じ

ウ 地域手当（令和4年4月1日）・・・該当なし

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）・・・当町において、特殊勤務手当はなし

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	180 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	90 千円
支給実績（2年度決算）	44 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	22 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）・・・一般職に同じ